

# 仕 様 書

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課  
(担当 隅田、小杉 電話 222-3933 )

物 件 名	京都市こども体育館非常電源（自家発電設備）点検業務委託			
履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで			
契 約 条 件	1 業務内容	消防法第17条の3の3に定める点検の実施（機器点検及び総合点検） ※ 本業務の施行にあたっては、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令等を遵守すること。		
	2 対象施設	京都市こども体育館（京都市左京区松ヶ崎平田町）		
	3 対象物件	非常用自家発電設備 AP95B（SWDO-111）		
	エンジンメーカー	ヤンマー(株)	発電機メーカー	オーハツ（株）
	機関形式	6B105T-GL	発電機型式	AP95B
	機関番号	AH/AF 202786	発電機容量	90kVA
	出力×回転速度	107kW×1800rpm	発電機番号	5ZE0240
	燃料消費量	23.7L/h	電圧及び周波数	220V. 60Hz
	使用燃料	軽油（290L）	製造年	2005年7月
	4 期間及び回数	期間及び回数 契約の日から令和8年3月末日までに2回施行すること。 ただし、第1回目は令和7年9月末日までに機器点検を実施し、第2回目は令和8年3月末日までに機器点検及び総合点検を実施すること。 ※ 点検実施日は、事前に日程調整のうえ、決定すること。また、点検作業は、担当者の立会いのもとに行うこと。		
5 点検項目	点検項目 ・ 接地抵抗 ・ 絶縁抵抗 ・ 自家発電装置の接続部 ・ 始動装置 ・ 保護装置 ・ 負荷運転または内部観察等 ・ 切替性能			
6 結果報告	結果報告 第1回目は点検後1か月以内に、第2回目は令和8年3月末日までに報告書を各3部作成し、そのうち2部を所管各消防署へ、残り1部と消防署の届出印を受けた1部、合計2部を当課へ提出すること。			

## 7 受注者の責務

受注者は、受託内容を誠実、丁寧に履行するとともに、次の責を負うものとする。

### (1) 従事者の管理

受注者は、従事者の勤務条件等に関する事項全てを管理するものとする。

なお、受注者は、従事者の中から管理責任者を指名し、発注者に報告すること。

### (2) 管理責任者

管理責任者は、発注者の委託業務全般を把握できるものとし、従事者全員を指揮監督できる地位にある者とする。

### (3) 安全管理

ア 受注者は、常に作業の安全に留意して、現場の管理に努めること。

イ 受注者は、公衆の生命財産に関し、危害迷惑をかけないように必要な措置を講じること。

ウ その他、安全管理に影響を及ぼす事故が生じた時は、監督員と協議のうえ必要な措置を講じること。

### (4) 事故の責任等

受注者が、受託業務実施中に生じた事故及び損害については、全て受注者の責任において措置することとし、事故発生の原因及び事故による被害の内容等について速やかにこども体育館常駐の職員に報告すること。この場合において、受注者が委託建物等に損傷を与えた場合に当たっても同様とし、受注者の費用負担にて速やかに措置するものとする。

ア 受注者の取り扱い不備、操作不良等により設備等を損傷させたとき。

イ 受注者の責に帰する理由により、発生した事故及び損害。なお、従事者または第三者の負傷等についても、受注者の責任において措置すること。

### (5) 秘密の保持

受注者は、受託業務上知り得たことについては、発注者の許可を得ずに外部へ公表又は漏らしてはならない。

注 本仕様について不明な点がある場合は、育成推進課の指示に従うこと。